



キッチンから、笑顔をつくろう

第70回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時30分
(受付開始：午前9時45分)
※昨年と開会時間及び受付開始時間が変更となっており
ますのでご留意ください。

開催場所 東京都荒川区荒川1丁目1番1号
サンパール荒川 大ホール
(末尾の「株主総会開催場所ご案内図」をご参照ください)
※昨年と開催場所が変更となっておりますのでご留意
ください。

目 次

第70回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 監査役3名選任の件	6
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	9
事業報告	11
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告	32

クリナップ®株式会社

証券コード 7955

証券コード7955
(発送日) 2023年6月 6日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月30日

株 主 各 位

東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号

クリナップ®株式会社

代表取締役 社長執行役員 竹 内 宏

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面又はインターネット等により議決権行使を行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使のご案内」にしたがって、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://cleanup.jp/ir/report.shtml>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7955/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトをご利用いただく場合は、「銘柄（会社名）」に「クリナップ」又は「コード」に証券コード「7955」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



敬 具

記

1	日 時	<p>2023年6月28日（水曜日）午前10時30分 (受付開始：午前9時45分)</p> <p>※昨年と開会時間及び受付開始時間が変更となっておりますのでご留意ください。</p>
2	場 所	<p>東京都荒川区荒川1丁目1番1号 サンパール荒川 大ホール (末尾の「株主総会開催場所ご案内図」をご参照ください。)</p> <p>※昨年と開催場所が変更となっておりますのでご留意ください。</p>
3	目的事項	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 第70期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第70期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 監査役3名選任の件</p> <p>第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
4	議決権行使に関する事項	<p>賛否等の記載がない議決権行使書面の取り扱い</p> <p>議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い</p> <p>書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。</p> <p>また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。</p> <p>代理人による議決権行使</p> <p>当社定款の定めに基づき、株主様は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</p>

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

※会社法改正により、電子提供措置事項について、1ページに記載しております各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、本書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様にお送りする書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及びその当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

※電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合には、1ページに記載しております各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

郵送（書面）による議決権行使の場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申し込みをされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使の場合

インターネット



4ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

株主総会会場での議決権行使の場合

会場受付にて
ご提出



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

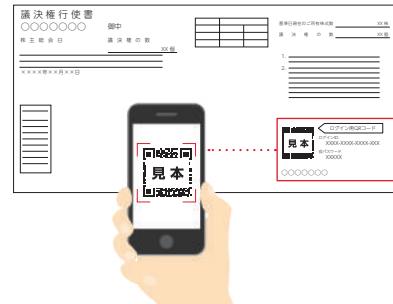
2023年6月28日（水曜日）
午前10時30分

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

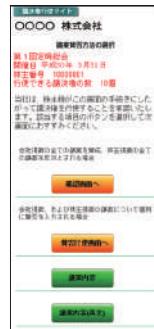
議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



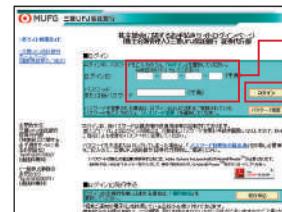
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

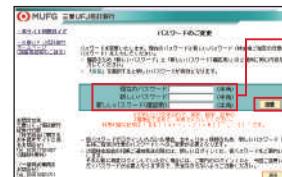
- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」
を入力
「送信」を
クリック

- 以降は、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、グループ全体の効率的な経営による収益力の向上と資本効率の向上を図りつつ、安定した配当を継続することにより、株主の皆様への利益還元に努めてまいりたいと考えております。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当社グループにおける当期の業績及び今後の事業展開などを総合的に勘案した結果、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は479,583,260円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき26円となり、前期に比べ3円の増配となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	4,000,000,000円
---------	----------------

② 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	4,000,000,000円
-------	----------------

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役山根康正、新谷謙一、高品彰の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び重要な兼職の状況
1	山根 康正 再任	常勤監査役
2	新谷 謙一 再任 社外 独立	社外監査役 弁護士 新谷法律事務所代表
3	高品 彰 再任 社外 独立	社外監査役 公認会計士 高品公認会計士事務所代表 横浜市監査委員

再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 独立役員候補者

1 山根 康正 (1949年4月2日生)

再任



略歴

1974年10月 当社入社
1995年 4月 当社財務部長

取締役会への出席状況（2022年度）
15／15回（100%）

所有する当社株式の数
16,988株

監査役候補者とした理由

山根康正氏は、長年にわたり当社経理部門で経理業務に携わり、豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらを活かし、客観的及び中立的な立場から意見を述べ、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者といたしました。

2 新谷 謙一 (1957年7月23日生)

再任 社外 独立



略歴

1985年 4月 弁護士登録、開業
2000年 6月 当社社外監査役（現任）

取締役会への出席状況（2022年度）
14／15回（93%）

所有する当社株式の数
-株

重要な兼職の状況

新谷法律事務所代表

社外監査役候補者とした理由

新谷謙一氏は、弁護士として企業法務に精通されており、これらの豊富な経験や幅広い知見は、社外監査役として当社の経営を監査する上で適切な人材であると判断したため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

3 高品

たかしな
彰 (1948年11月15日生)

再任 社外 独立



略歴

1983年9月 公認会計士登録、開業
2004年6月 明和監査法人代表社員

2013年7月 日本公認会計士協会本部理事
2019年6月 横浜市監査委員（現任）
当社社外監査役（現任）

取締役会への出席状況（2022年度）

15／15回 (100%)

監査役会への出席状況（2022年度）

15／15回 (100%)

所有する当社株式の数

一株

重要な兼職の状況

高品公認会計士事務所代表

横浜市監査委員

社外監査役候補者とした理由

高品 彰氏は、公認会計士として会計・税務に精通されており、これらの豊富な経験や幅広い知識は、社外監査役として当社の経営を監査する上で適切な人材であると判断したため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことではありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別な利害関係はありません。
2. 新谷謙一氏及び高品 彰氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、新谷謙一氏及び高品 彰氏の再任が承認された場合、各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、新谷謙一氏及び高品 彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。なお、各氏は当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」を満たしております。
5. 当社は、社外を含む取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 新谷謙一氏の当社社外監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって23年であります。
7. 高品 彰氏の当社社外監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって4年であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役である有賀文宣氏の選任の効力は、本総会終結の時までとなっておりますので、改めて、法定に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の役員として補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者は会社法第2条第16号の社外監査役の要件を満たしておりますので、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

また、本議案は、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ある がふみ のぶ
有賀 文宣

(1944年3月30日生)

社外 独立

略歴

2000年7月 東京国税局国税訟務官室長 2007年6月 当社社外監査役

2002年7月 日本橋税務署長

2003年8月 税理士登録、開業

所有する当社株式の数

16,000株

補欠の社外監査役候補者とした理由

有賀文宣氏は、税理士として、会計・税務に精通されており、これらの豊富な経験や幅広い知見は、補欠監査役として適切な人材であると判断したため、補欠監査役候補者といたします。なお、同氏は、社外役員以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。



(注) 1. 有賀文宣氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 有賀文宣氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 当社は、有賀文宣氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

4. 当社は、有賀文宣氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届ける予定であります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」を満たしております。

5. 当社は、社外を含む取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。当社は当該保険契約を次回更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。有賀文宣氏が社外監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

ご参考

『取締役・監査役のスキルマトリックス』

	社外 独立	企業経営・ 経営戦略	営業・マーケティング	生産・調達・ 研究開発・品質	財務・会計	法務・ リスク管理	人事・労務	グローバル (国際)	IT・DX
取締役	井 上 強 一	●	●		●				
	竹 内 宏	●	●						
	山 田 雅 二	●		●					
	川 田 和 弘	●	●		●		●		
	井 上 泰 延	●				●	●	●	●
	川 崎 享	●	●		●			●	
	千代田 有 子	●				●		●	
監査役	山 根 康 正				●	●			
	島 崎 憲 夫		●	●	●	●	●		●
	新 谷 謙 一	●				●			
	高 品 彰	●			●	●			

※ESG・サステナビリティ、SCMは「企業経営・経営戦略」に含まれるものとなります。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が収まりを見せはじめ、社会経済活動再開に向けた行動制限緩和により、正常化に向かう動きが見られました。

住宅設備機器業界におきましては、巣籠もり需要による住環境充実への関心の高まりは継続し、リフォーム需要が堅調に推移した一方、新設住宅着工戸数における持家は1年を通して低調に推移しました。また、依然として不安定な国際情勢もあり、原材料／資材の供給不足や価格高騰の影響など、未だ先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループ（当社及び連結子会社をいう。以下同じ。）は、2021中期経営計画（2021-2023年度）の2年目にあたり「持続的な成長」に向けた企業価値向上に努めてまいりました。

商品面では、主力の中高級システムキッチン「ＳＴＥＤＩＡ（ステディア）」を中心に、付加価値の高い商品を市場に提供してまいりました。また、海外事業では、2022年10月よりタイの生活様式に合わせたシステムキッチンの現地生産を開始しました。

販売面では、大切な顧客接点であるショールームでの価値提供強化を図るため、2022年9月に川越ショールーム、10月に津ショールームをリニューアルオープンしました。また、11月に京都ショールーム、12月に山形ショールームを移転し、ライフスタイルを体感できる“共感型ショールーム”としてオープンしました。全国102ヶ所のショールームにおきましては、事前来場予約の促進、感染防止策の徹底など、安心・安全に商品を体感できるよう努めております。さらには自宅などから直接相談できる「オンライン相談」やショールーム見学が疑似体験できる「オンラインショールーム」などのＷＥＢコンテンツの提供に取り組んでまいりました。

生産面では、東西の生産拠点での生産性向上、ＶＥ活動を推進し、原価低減に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高を部門別にみますと、厨房部門は前期比10.5%増の100,818百万円、浴槽・洗面部門は同2.0%増の15,251百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前期比9.4%増の124,012百万円となりました。利益面では、原材料やエネルギーの価格高騰などの影響により売上原価が大幅に上昇し、営業利益は同20.6%減の3,014百万円、経常利益は同16.4%減の3,562百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同20.0%減の2,523百万円となりました。

企業集団の事業部門別売上高

(単位：百万円)

区分	第69期 (2022年3月期)		第70期 (当連結会計年度) (2023年3月期)		前連結会計年度比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
厨房部門	91,274	80.6%	100,818	81.3%	110.5%
浴槽・洗面部門	14,956	13.2	15,251	12.3	102.0
その他	7,075	6.2	7,942	6.4	112.3
合計	113,305	100.0	124,012	100.0	109.4

■厨房部門



■浴槽・洗面部門



連結業績

(単位：百万円)

業績項目	第69期 (2022年3月期)	第70期 (当連結会計年度) (2023年3月期)	前連結会計年度比
売上高	113,305	124,012	9.4%
営業利益	3,795	3,014	△20.6
経常利益	4,261	3,562	△16.4
親会社株主に帰属する当期純利益	3,155	2,523	△20.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は4,037百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社事務所・ショールーム	移転・改裝	431百万円
当社生産本部	生産設備の増強	115百万円
当社鹿島システム工場	生産設備の増強	168百万円
当社本社他	情報投資	968百万円

② 当連結会計年度において継続中の主要設備

当社本社他	情報投資	1,249百万円
当社湯本工場	生産設備の増強	221百万円
当社クレート工場	生産設備の増強	198百万円

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、リフォーム需要が堅調に推移した一方、新設住宅着工戸数における持家は1年を通して低調に推移しました。また、依然として不安定な国際情勢もあり、原材料／資材の供給不足や価格高騰の影響など、未だ先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループは本年に2021中期経営計画（2021-2023年度）の最終年度を迎え、引き続き企業価値向上に努めてまいります。

また、新たな事業領域に挑戦し、安定した収益基盤を構築するため、中長期的には以下の事業戦略を進めてまいります。

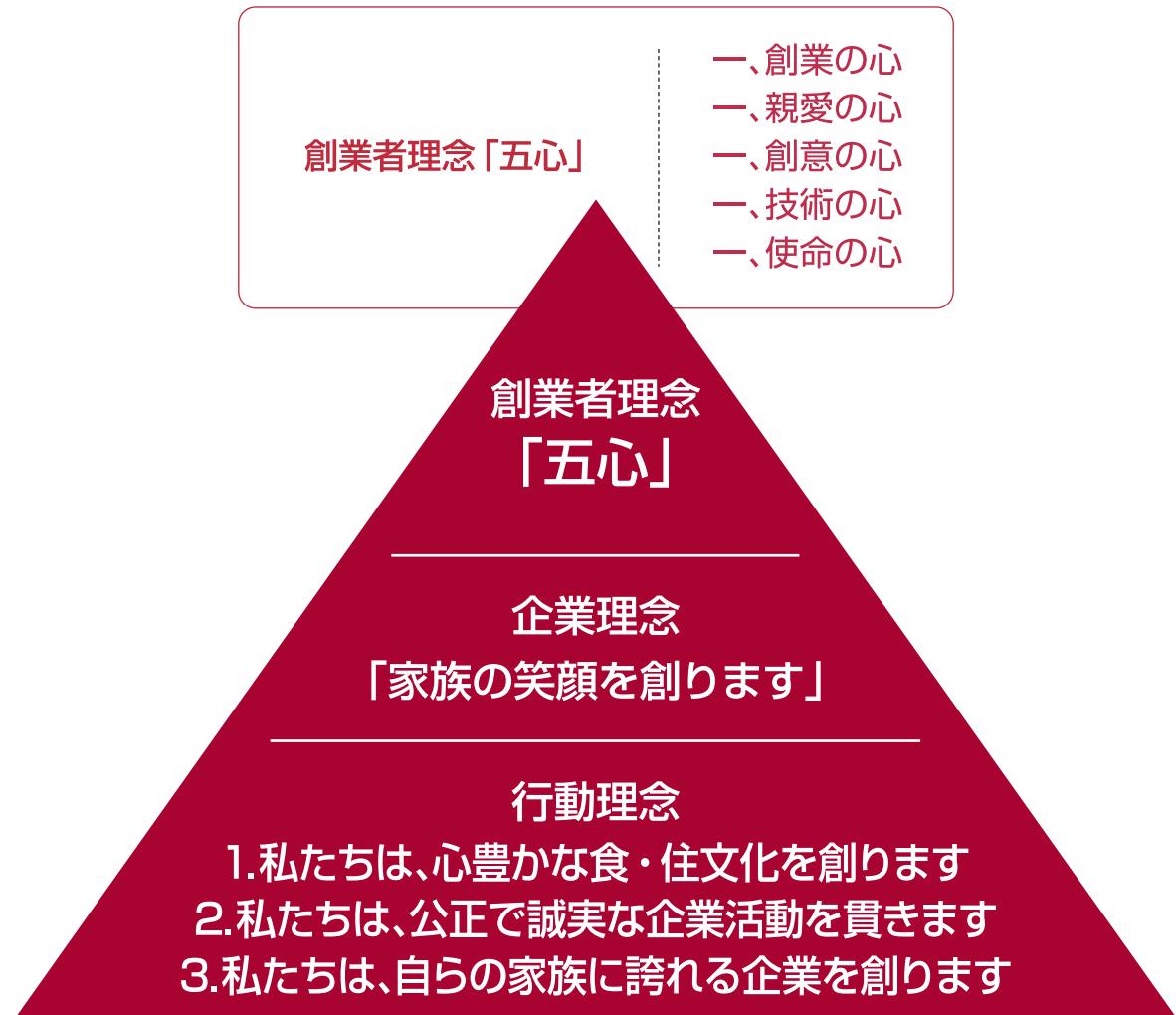
1. 既存事業の需要開拓、低収益からの転換
2. 新規事業による新たな顧客の創造
3. ESG／SDGs 視点での経営基盤の強化

上記の事業戦略に基づき、クリナップグループの強みをより一層発揮させ、「持続的な成長」の実現を目指して邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

ご参考

クリナップの企業理念



長期ビジョン

クリナップ サステナブルビジョン 2030 (CSV30)

『人と暮らしの未来を拓く』

私たちクリナップは、システムキッチンのパイオニアとして、新たな食住空間の可能性を広げ、創造し、世界中のすべての家族から選ばれ続ける企業となります。

■重点指針

1. キッチンメーカーとして新たな事業領域に挑戦し、安定した収益基盤をつくれている
2. 顧客接点の多様化、デジタル化に対応し、より身近で選ばれ続ける存在になっている
3. 人財を活性化し、能力を最大限発揮できる職場づくりを実現できている
4. 持続可能な社会の実現に貢献できる会社になっている

<2030年度目標>

財務目標（連結） 売上高1,500億円、営業利益95億円、ROE8.5%

非財務目標 2013年度比温室効果ガス50%削減
女性管理職比率15%、男性育児休業取得率100%、有給休暇取得率60%

中期経営計画（2021～2023年度）の基本方針と戦略

中期経営計画の基本方針

クリナップグループの強みを發揮し、「持続的な成長」を実現します

- 既存事業の収益力向上
- 事業領域の拡大
- 成長のための経営基盤強化

財務目標（連結）売上高1,310億円、経常利益50億円、経常利益率3.8%

戦略1 既存事業の需要開拓、低収益からの転換

- 水まわり3品（キッチン、浴室、洗面）事業での安定した収益確保を目的に、主に、次の点に取り組む
 - 中高級品の販売力強化、システムバス販売の底上げ、リフォーム需要獲得
 - 水まわり3品事業で培ったノウハウを活かした、サービス、物流分野での外販ビジネスの拡大
 - 生産変革、C P Sを核とした原価低減、間接業務の効率化、利益改善

戦略2 新規事業による新たな顧客の創造

- 中長期的な成長戦略として、新たな顧客の創造を目的に次の点に取り組む
 - 新商材やサービス、新チャネルについての施策を実行計画に展開
 - 海外事業戦略における3つのビジネスモデルを強力に推進

戦略3 ESG／SDGs視点での経営基盤の強化

- 持続可能な社会の実現に向けて、事業を通じ重要課題（E S G課題）の解決に取り組む

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

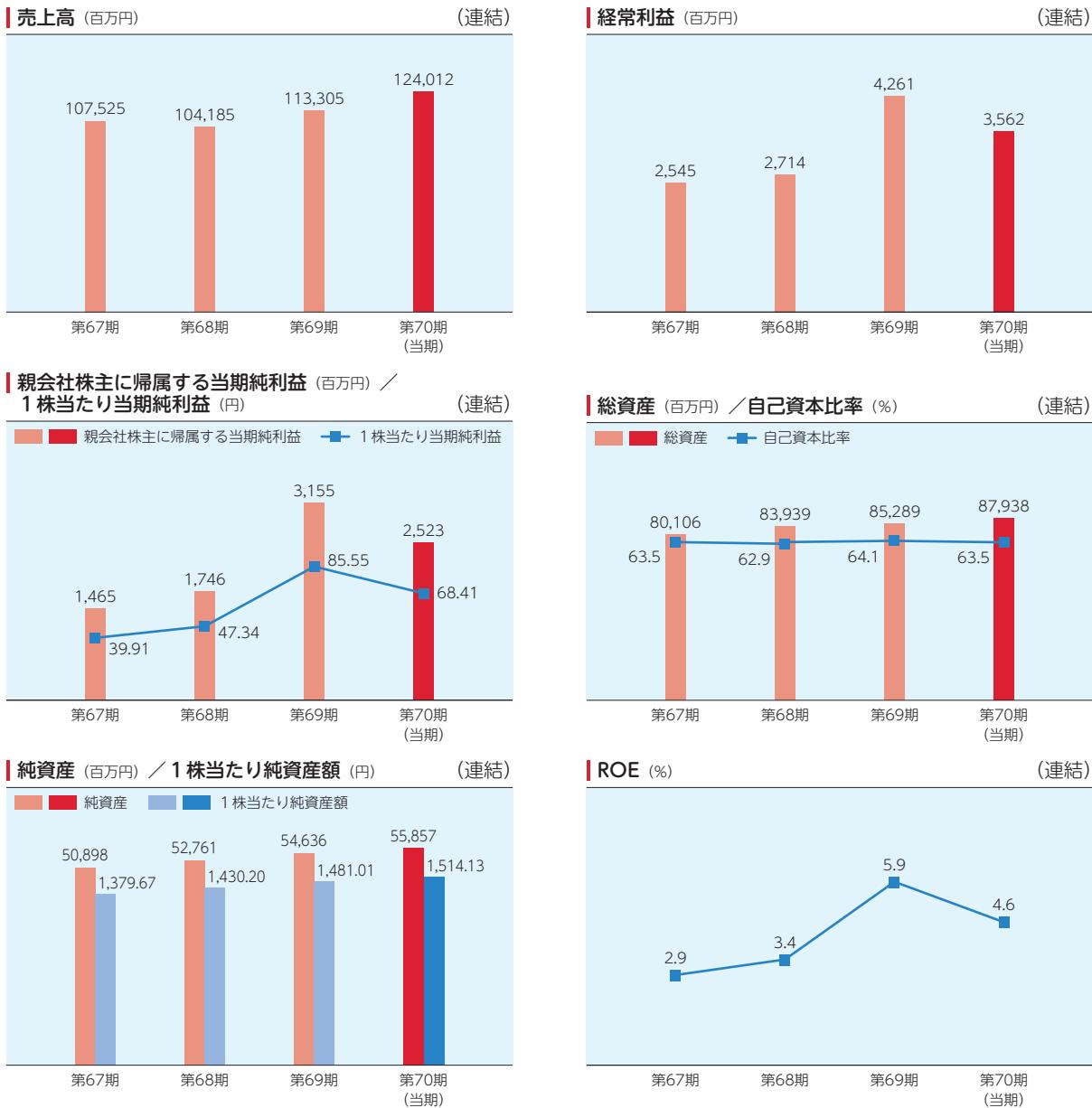
区分	期別	第67期 (2020年3月期)	第68期 (2021年3月期)	第69期 (2022年3月期)	第70期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	107,525	104,185	113,305	124,012
経常利益	(百万円)	2,545	2,714	4,261	3,562
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,465	1,746	3,155	2,523
1株当たり当期純利益	(円)	39.91	47.34	85.55	68.41
総資産	(百万円)	80,106	83,939	85,289	87,938
純資産	(百万円)	50,898	52,761	54,636	55,857
1株当たり純資産額	(円)	1,379.67	1,430.20	1,481.01	1,514.13
自己資本比率	(%)	63.5	62.9	64.1	63.5

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。ただし、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 「株式付与エントロピー信託口」が所有する当社株式を、第67期の1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第69期の期首から適用しており、第69期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第67期 (2020年3月期)	第68期 (2021年3月期)	第69期 (2022年3月期)	第70期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	100,631	97,710	107,030	117,653
経常利益	(百万円)	2,119	2,274	3,822	3,009
当期純利益	(百万円)	1,248	1,509	2,872	2,327
1株当たり当期純利益	(円)	34.01	40.93	77.86	63.10
総資産	(百万円)	76,897	80,273	81,653	84,577
純資産	(百万円)	49,303	50,597	52,377	53,827
1株当たり純資産額	(円)	1,336.45	1,371.53	1,419.79	1,459.11
自己資本比率	(%)	64.1	63.0	64.1	63.6

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。ただし、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 「株式付与ESOP信託口」が所有する当社株式を、第67期の1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第69期の期首から適用しており、第69期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社クリナップステンレス加工センター	126百万円	100%	ステンレス素材の切断、着色加工及び販売
井上興産株式会社	10	100	建材及びステンレス鋼材の販売
クリナッププロジェクトス株式会社	50	100	利用運送事業、運送及び倉庫業
クリナップテクノサービス株式会社	87	100	厨房・浴槽・洗面機器の施工及びアフターサービス
クリナップキャリアサービス株式会社	100	100	人材派遣業及び介護事業
クリナップハートフル株式会社	25	100	事務受託事業
クリナップソリューション株式会社	25	100	コンピュータソフトウェアの開発及び販売、人材派遣業
可麗娜厨衛（上海）有限公司	320万米ドル	100	厨房・浴槽等の商品及び部品の販売

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

主要な事業内容につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様にお送りする書面には記載しておらず、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

(8) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

主要な営業所及び工場につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様にお送りする書面には記載しておらず、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員の状況につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様にお送りする書面には記載しておらず、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

主要な借入先の状況につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様にお送りする書面には記載しておらず、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

その他企業集団の現況に関する重要な事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様にお送りする書面には記載しておらず、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

会社の株式に関する事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様にお送りする書面には記載しておらず、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様にお送りする書面には記載しておらず、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

4. 会社役員に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	井 上 強 一	
代表取締役 (社長執行役員)	竹 内 宏	営業本部管掌
取締役 (専務執行役員)	山 田 雅 二	購買部、C S 推進部、開発部門、生産本部管掌
取締役 (専務執行役員)	川 田 和 弘	経理部担当 兼 経営企画部管掌
取締役 (専務執行役員)	井 上 泰 延	海外事業推進部担当 兼 法務・監査部、総務部、人事部、情報システム部管掌
取締役	川 崎 享	株式会社エム・アイ・ピー代表取締役社長 株式会社リンガーハット社外取締役
取締役	千代田 有 子	千代田法律事務所代表 株式会社T B K 社外取締役
常勤監査役	山 根 康 正	
常勤監査役	島 崎 憲 夫	
監査役	新 谷 謙 一	新谷法律事務所代表
監査役	高 品 彰	高品公認会計士事務所代表 横浜市監査委員

- (注) 1. 取締役川崎享及び千代田有子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役新谷謙一及び高品彰の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役山根康正氏は、長年にわたり当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高品彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約の内容の概要につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様にお送りする書面には記載しておらず、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様にお送りする書面には記載しておらず、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年8月6日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について委員の過半数が社外役員（社外取締役及び社外監査役）で構成される任意の経営諮問委員会（以下、経営諮問委員会という。）の答申を受けております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、金銭による固定報酬のみとし、会社の業績及び社会情勢を踏まえた上で、当人の業績貢献度、役割遂行度のほかインセンティブも考慮し、総合的に勘案してその額を決定し、月例で支払う。

b. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役の具体的な基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役にその決定を委任することができる。尚、代表取締役は、株主総会において承認を得た報酬等の範囲内において、経営諮問委員会の答申を得たうえで決定するものとする。

c. 上記のほか報酬等の決定に関する方針

会社業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、取締役会決議によって、各取締役報酬の一部返上をすることができる。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	224 (10)	224 (10)	— (—)	— (—)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	51 (13)	51 (13)	— (—)	— (—)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	275 (23)	275 (23)	— (—)	— (—)	13 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の定時株主総会において月額400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、15名です。
2. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の定時株主総会において月額70万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
3. 取締役の報酬等の額には、2022年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 取締役会は代表取締役に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。代表取締役である社長執行役員（営業本部管掌）竹内宏が各取締役の最終評価を行い、担当を持たない代表取締役会長井上強一の客観的な助言を得て取締役の個人別報酬の額を決定しております。また、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したことによります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職に関する事項

取締役川崎享氏は、株式会社エム・アイ・ピーの代表取締役社長であります。当社は同社との間に生産管理についてのコンサルティングに関する取引関係がありますが、当事業年度における取引額は、当社の当連結会計年度における販売費及び一般管理費の0.1%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。

また、当社代表取締役会長である井上強一氏は、川崎享氏が代表取締役社長を務める株式会社エム・アイ・ピーの社外監査役であり、当社と同社とは役員の相互就任の関係となります。

取締役千代田有子氏は、千代田法律事務所の代表であります。当社と同法律事務所との間には特別の関係はありません。

監査役新谷謙一氏は、新谷法律事務所の代表であります。当社と同法律事務所との間には特別の関係はありません。

監査役高品彰氏は、高品公認会計士事務所の代表であります。当社と同公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役川崎享氏は、株式会社リンガーハットの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役千代田有子氏は、株式会社T B Kの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役高品彰氏は、横浜市の監査委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	川 崎 享	当事業年度中に開催した取締役会15回全てに出席いたしました。 主に企業経営者としての豊富な経験や幅広い見地から発言を行っており、特に企業経営全般に関する事項について、その経験、見地を活かし、適切な助言や監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、経営諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

		出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
社外取締役	千代田 有子	当事業年度中に開催した取締役会15回全てに出席いたしました。 主に弁護士としての豊富な経験や専門的な見地から発言を行っており、特に企業法務に関する事項について、その経験、見地を活かし、適切な助言や監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、経営諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	新 谷 謙一	当事業年度中に開催した取締役会15回のうち14回に出席し、また、当事業年度中に開催した監査役会15回全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	高 品 彰	当事業年度中に開催した取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度中に開催した監査役会15回全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

会計監査人の状況につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様にお送りする書面には記載しておらず、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制及びその当該体制の運用状況につきましては、株主様にお送りする書面には記載しておらず、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	56,787
現金及び預金	21,534
受取手形	415
売掛金	14,722
契約資産	318
電子記録債権	14,519
有価証券	993
商品及び製品	1,735
仕掛品	184
原材料及び貯蔵品	1,339
その他	1,025
固定資産	31,151
有形固定資産	20,091
建物及び構築物	6,907
機械装置及び運搬具	2,854
工具、器具及び備品	884
土地	6,958
リース資産	1,598
建設仮勘定	888
無形固定資産	4,170
ソフトウエア	2,151
ソフトウエア仮勘定	1,889
その他	128
投資その他の資産	6,890
投資有価証券	4,210
繰延税金資産	295
その他	2,500
貸倒引当金	△116
資産合計	87,938

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	26,387
買掛金	8,025
電子記録債務	8,090
1年内返済予定の長期借入金	1,344
リース債務	271
未払金	5,140
未払法人税等	732
契約負債	936
賞与引当金	1,169
製品保証引当金	69
その他	607
固定負債	5,693
長期借入金	1,682
リース債務	1,254
退職給付に係る負債	115
役員退職慰労引当金	416
資産除去債務	429
繰延税金負債	115
その他	1,679
負債合計	32,081
(純資産の部)	
株主資本	54,698
資本金	13,267
資本剰余金	12,351
利益剰余金	29,499
自己株式	△419
その他の包括利益累計額	1,159
その他有価証券評価差額金	1,572
為替換算調整勘定	152
退職給付に係る調整累計額	△565
純資産合計	55,857
負債純資産合計	87,938

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		124,012
売上原価		84,426
売上総利益		39,585
販売費及び一般管理費		36,571
営業利益		3,014
営業外収益		
受取利息	15	
仕入割引	335	
その他	265	616
営業外費用		
支払利息	22	
その他	46	68
経常利益		3,562
特別利益		
固定資産売却益	15	
投資有価証券売却益	208	223
特別損失		
固定資産除売却損	37	
退職特別加算金	55	
減損損失	2	96
税金等調整前当期純利益		3,689
法人税、住民税及び事業税	1,093	
法人税等調整額	71	1,165
当期純利益		2,523
親会社株主に帰属する当期純利益		2,523

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	52,439
現金及び預金	18,085
受取手形	414
売掛金	14,101
契約資産	318
電子記録債権	14,375
有価証券	993
商品及び製品	1,666
仕掛品	180
原材料及び貯蔵品	1,291
未収入金	624
その他	388
固定資産	32,138
有形固定資産	18,742
建物	5,811
構築物	247
機械及び装置	2,777
車両運搬具	9
工具、器具及び備品	867
土地	6,542
リース資産	1,598
建設仮勘定	888
無形固定資産	4,388
借地権	40
ソフトウエア	2,193
ソフトウエア仮勘定	2,072
その他	81
投資その他の資産	9,008
投資有価証券	4,203
関係会社株式	1,708
長期貸付金	52
長期前払費用	334
差入保証金	1,956
前払年金費用	711
その他	157
貸倒引当金	△116
資産合計	84,577

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	24,995
買掛金	7,804
電子記録債務	8,090
1年内返済予定の長期借入金	1,344
リース債務	271
未払金	4,902
未払法人税等	542
未払消費税等	256
契約負債	507
未払費用	169
預り金	43
賞与引当金	993
製品保証引当金	69
固定負債	5,754
長期借入金	1,682
リース債務	1,254
長期未払金	35
長期預り金	1,643
役員退職慰労引当金	416
資産除去債務	429
繰延税金負債	291
負債合計	30,749
(純資産の部)	
株主資本	52,254
資本金	13,267
資本剰余金	12,351
資本準備金	12,351
利益剰余金	27,055
利益準備金	1,077
その他利益剰余金	25,978
固定資産圧縮積立金	185
別途積立金	18,800
繰越利益剰余金	6,993
自己株式	△419
評価・換算差額等	1,572
その他有価証券評価差額金	1,572
純資産合計	53,827
負債純資産合計	84,577

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	117,653
売上原価	79,229
売上総利益	38,423
販売費及び一般管理費	36,245
営業利益	2,178
営業外収益	
受取利息及び配当金	404
仕入割引	335
その他	208
	948
営業外費用	
支払利息	17
その他	99
	117
経常利益	3,009
特別利益	
固定資産売却益	14
投資有価証券売却益	208
	223
特別損失	
固定資産除売却損	37
退職特別加算金	34
減損損失	2
	74
税引前当期純利益	3,157
法人税、住民税及び事業税	813
法人税等調整額	16
当期純利益	829
	2,327

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

クリナップ株式会社
取締役会御中

仰星監査法人
東京事務所
指定期社員 公認会計士 南 成人
業務執行社員
指定期社員 公認会計士 春田 岳亞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クリナップ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリナップ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

クリナップ株式会社
取締役会御中

仰星監査法人
東京事務所
指定期社員 公認会計士 南 成人
業務執行社員 指定期社員 公認会計士 春田岳亞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クリナップ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、法務・監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことと、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

クリナップ株式会社 監査役会

常勤監査役 山根康正 印

常勤監査役 島崎憲夫 印

監査役 新谷謙一 印

監査役 高品彰 印

注) 監査役新谷謙一及び監査役高品彰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会開催場所ご案内図



サンパール荒川 大ホール

〒116-0002 東京都荒川区荒川1丁目1番1号

電話 03-3806-6531

交通 :

都電荒川線：東京メトロ千代田線・京成線 町屋駅より都電荒川線乗換

三ノ輪橋方面 → 荒川区役所前下車 徒歩2分

都バス：JR日暮里駅東口より「里22」亀戸行き → 荒川区役所前下車 徒歩2分

JR西日暮里駅より「草63」浅草寿町行き → 荒川区役所前下車 徒歩2分

東京メトロ：日比谷線三ノ輪駅下車 南千住方面改札を出て明治通りを王子方面へ
徒歩12分 (荒川警察署向い)

※駐車場のご用意はございません。公共交通機関をご利用ください。

